事　　務　　連　　絡
令 和 ２ 年 ３ 月 ５ 日

三重県土地家屋調査士会長　殿

津地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）

不動産の登記情報として記録する登記名義人等の住所等について

平素は，登記行政の円滑な運営等に対して，格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，当局管内における標記の取扱いについては，本年４月１日（水）から下記のとおり取扱いを変更しますので，貴会員に周知していただきますようお願いします。

記

【登記権利者等の住所等を記録する際の取扱いについて】

１　住所を証する書面等に基づいて「〇〇番地の〇」と登記申請情報に記録されているときは，「の」を省略して記録する取扱いを改め，登記申請情報のとおり記録する。

２　三重県内，政令指定都市及び都道府県名（以下「県名等」という。）と市名が同一の場合は，登記申請情報に県名等が記録されていたとしても，登記記録に県名等を省略して記録していたところ，登記申請情報に県名等が記録がされた場合は，そのまま記録して差し支えないこととした。